

野田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の基準の見直しについて

野田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の基準について、「地域支援事業の実施について」（平成30年5月10日付け老発0510第3号厚生労働省老健局長通知）により、地域支援事業実施要綱が改正されたことに伴い、下記の事項を追加する見直しを行いました。

1 適用年月日 平成30年10月1日から

2 追加事項

- (1) 訪問介護において創設される生活援助従事者研修の修了者について、総合事業の訪問型サービスにおいても従事することを可能とする。
- (2) サービス提供責任者の役割や任用要件等について以下の見直しを行う。
 - ① サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者は任用要件から廃止すること。ただし、現に従事している者については平成30年度末までの間、従事を可能とすること。
 - ② 訪問型サービスの現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気づきをサービス提供責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務とすること。
 - ③ 訪問型サービス事業者は、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならないこと。
- (3) 通所型サービスにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。